

世界 World

営業秘密保護を知財戦略に

ジェトロ海外調査部国際経済研究課長 梶田 朗

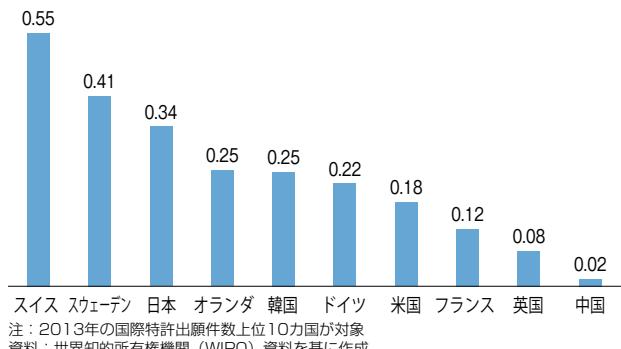
企業間のグローバルな競争環境の中で、従来型の経営戦略は抜本的な見直しの必要に迫られている。知的財産戦略もその一つだ。日本企業はこれまで特許重視の知財戦略を採用してきたが、今後は特許と営業秘密の使い分けが重要となる。営業秘密とは特許化しない技術やノウハウなど企業秘密の意。技術流出事件が頻発している近年、技術こそが生命線の中小企業にとって営業秘密の保護・管理は特に重要といえよう。

特許と営業秘密の両輪で

日本企業はこれまで特許権の取得を知的財産戦略の中心に据えてきた。世界知的所有権機関（WIPO）が2014年3月に発表した13年の特許の国際出願件数では、パナソニックが3年ぶりに首位に返り咲いた。また、第6位シャープ、第8位トヨタ、第12位三菱電機、第14位NECと5社が上位に位置し、日本企業の強さが表れている。

国別では首位が米国（世界全体の20万5,300件中、シェア27.9%の5万7,239件）、第2位が日本（同21.4%の4万3,918件）で、第3位中国、第4位ドイツ、第5位韓国と続く。また日本の特許出願件数は、人口1,000人当たりで見ると米国のそれを上回る（図1）。大手エレクトロニクスメーカーの業績不振に揺れたここ数年ではあるが、日本企業の強さの源泉である

図1 人口1,000人当たりの特許出願件数



技術力はいささかも衰えていないことが分かる。

だが特許権については、出願から20年間は排他的独占権を保持できる一方で、出願内容の公開が前提であるために開発動向を知られ、周辺特許を取得されてしまいかねないというデメリットがある。日本企業はこれまで、特許権などの権利化された知的財産権を重視しがちだった。しかし知識集約型経済の発展に伴い、企業経営にとって技術、ノウハウ、アイデアの創出、管理、活用などの重要性が高まっている。従ってこれからは権利化されていない技術やノウハウなどの営業秘密も同等に重視する知的財産戦略が求められる。

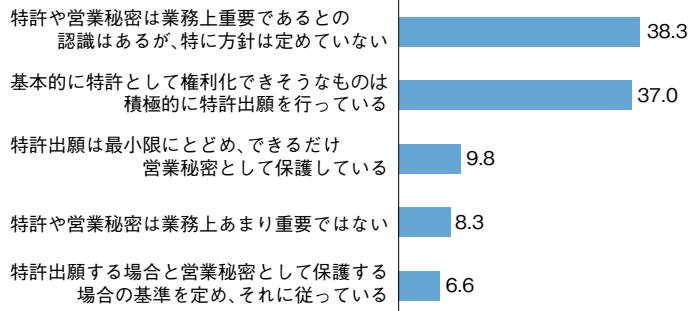
ところが営業秘密には保護期間がない。技術の圧倒的な差別化が図れる半面、適切な管理をしないと漏えいのリスクが大きい。近年、日本企業の間では営業秘密の漏えいが大きな問題となっている。海外に進出する日系企業が増加し、営業秘密の流出がビジネスリスクとして懸念されるケースが増えてきたのだ。

東芝は14年3月13日、NAND型フラッシュメモリの技術に関する機密情報について、韓国のSKハイニックスが不正に取得したとして、同社に対し不正競争防止法に基づき損害賠償などを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起した（同日付東芝プレスリリース）。12年には、新日鉄住金の元社員が韓国鉄鋼大手ポスコに方向性電磁鋼板の製造技術を流出させた事件など、大型漏えい事件が相次いでいる。新日鉄住金の事件では1,000億円もの損害賠償請求がなされた。

営業秘密漏えい問題の原因の一つに、日本企業を取り巻くいくつかの環境変化が影響していることが挙げられる。その最たるもののが雇用の流動化である。経済産業省委託調査「平成24年度人材を通じた技術流出に関する調査研究」の中で、過去5年間での人材を通じた営業秘密漏えい事例について行ったアンケート調



図2 中小企業の特許出願、営業秘密保護に関する戦略



単位：回答割合(%)
出所：特許庁「平成25年度中小企業等知財支援施策検討分析事業「中小企業の知的財産活動に関する基本調査報告書」」

官民連携の取り組みとしては、02年に模倣品・海賊版などの海外における知的財産権侵害問題の解決に向けて、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）が設立された。（事務局はジェトロ。14年6月現在メンバー数は90団体、176企業）。IIPPFは既存のプロジェクトに加えて、14年度からは新たに営業秘密を取り扱うプロジェクトを立ち上げる。

中小企業は何をすべきか

特許出願実績のある中小企業を対象とした特許庁のアンケート調査「出願実績のある中小企業の知的財産活動実態調査」によると、特許出願・営業秘密に対する方針を定めていない企業の割合が38.3%に上ることが分かった（図2）。中小企業において、営業秘密保護の必要性が十分に浸透していないことも推察される。

企画、営業、開発部門を三位一体として組織的な知財戦略を構築していることが強みの企業がある。半導体、理化学、医療機器の設計・開発から製造・販売までを行うサーパス工業株式会社（埼玉県行田市）だ。営業秘密についても、「リバースエンジニアリング（製品を分解し中身の部品や技術を解析すること）しても分からない技術や製造方法はブラックボックス化し、それ以外は積極的に特許出願する」という戦略を徹底（経済産業省・特許庁『知的財産権活用企業事例集2014』）。同社は資本金5,000万円、売上高20億円（12年度実績）の中小企業だ。

日本には優れた技術を保有する中小企業が多い。技術が最大の生命線である中小企業にとって、営業秘密の適切な保護と管理は重要である。サーパス工業のように知財戦略を徹底することで、日本の中小企業はさらなる飛躍が期待できよう。



査がある。それによると、「明らかに漏えい事例があった」「おそらく情報流出があった」と回答した企業の合計が全体の13.5%（重複除く）だった。しかも、「明らかに漏えい事例があった」ケースではその50.3%が「中途退職（正規社員）による漏えい」と回答している。

営業秘密保護強化への体制整備

海外ではどのような対策を取っているのか。米国では1996年に「経済スパイ法」が制定されている。罰則内容は、15年以下の懲役、500万ドル以下の罰金など日本の不正競争防止法より重い。日本の不正競争防止法は事業活動における公正な競争の確保を目的としている一方で、米国の経済スパイ法は産業技術の保護に特化した法律である。

加えて米国は13年12月にホワイトハウスが関係政府機関との連名で「営業秘密侵害を低減するための米国政府戦略」を発表し、海外における営業秘密保護のための外交上の取り組み、企業による自己防衛の促進、司法当局による捜査や摘発、経済スパイ法における量刑の引き上げなどを検討することとした。米国では国家情報長官の下でカウンターインテリジェンス（スパイ防止活動）のための機関として、01年のクリントン政権の指示により国家対情報局（ONCIX）が設置された。外国の経済情報収集および産業スパイ活動に関して、議会へ定期的に報告する義務を負っている。

日本では90年に「不正競争防止法」に民事保護規定が創設され、さらに03年には「営業秘密侵害罪」が創設された。このとき初めて刑事罰が導入され、06年には10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金を科すほどに罰則が強化された。一方で諸外国と比較すると、国外での使用・開示行為に対する重罰化が規定されておらず、また罰金刑も上限があるため、さらなる厳罰化を求める声が多い。

14年2月、日本経済団体連合会（経団連）は、技術情報などの保護目的に特化した新法の策定を検討すべきとする政策提言を行った。新法では海外流出への重罰化規定、被害側企業による訴訟手続きの簡素化を求めており、経済産業省は03年に適切な営業秘密管理に向けた企業の対策を支援することを目的に「営業秘密管理指針」と称するマニュアルを策定、以降改定を重ねている（最新版は13年8月16日）。